

託送料金の算定方法

託送料金は、公表されたルールである「一般電気事業者託送供給約款料金算定規則」（経済産業省令）に基づき算定しております。

これにより託送料金算定における透明性が確保される一方、特定規模電気事業者の方が託送料金によってご負担いただく当社送電ネットワーク利用コストと、当社が供給するお客さまが電気料金の中でご負担いただく送電コストとが一致することになり、公平性が担保されます。

託送料金の具体的な算定方法は以下のとおりです。

(1) 総原価の算定

- 平成19年度下期および平成20年度上期の1年間（将来の原価推定が可能な期間）を原価算定期間とし算定。
- 具体的には、「総原価＝営業費＋電気事業報酬－控除収益」
 - ・ 営業費：人件費、燃料費、修繕費、減価償却費等
 - ・ 電気事業報酬：電気事業の遂行に必要な真実かつ有効な資産（レートベース）に対し、報酬率（3.3%）を乗じて算定。
 - ・ 控除収益：地帯間販売電力料、電気事業雑収益、託送収益等

(2) 8部門への整理

- (1)で算定した総原価を、発生の主な原因を勘案して8部門に整理。
（8部門：水力発電費、火力発電費、原子力発電費、送電費、変電費、配電費、販売費、一般管理費等）
- なお、電源線に係る託送料、減価償却費については、水力発電費、火力発電費、原子力発電費に整理。
- ただし、地帯間販売電力料、電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費、事業税等については8部門に配分せず整理を保留。

(3) 一般管理費等の配分・7部門への整理

- ABC（Activity Based Costing）※会計を適用し、一般管理費等を7部門に配分。
（なお、電源線に係る電気事業報酬については、水力発電費、火力発電費、原子力発電費に整理。）

※複数部門にまたがる共通費用を、より厳密に発生原因を把握し、特定の部門に配分・整理していく方法。
具体的には、以下の3段階で整理。

- ① 費用発生の原因が特定できるものは、その部門に直接整理 **[直課]**
- ② 直課できない費用については、客観的かつ合理的な基準（コストドライバー）に基づき、配分・整理 **[活動帰属基準]**
- ③ コストドライバーを設定できない費用については、代理的な基準により、配分・整理 **[配賦基準]**

(4) 送電・高圧配電関連費の抽出

- 送電・高圧配電関連費＝アンシラリーサービス費＋総送電費＋受電用変電サービス費＋配電用変電サービス費
＋高圧配電費＋ネットワーク給電費＋需要家費
- ・ アンシラリーサービス費：送電ネットワークを通してお客さまに届けられる電気の品質（周波数）を適正値に維持するのにかかるコスト
- ・ 総送電費：送電線や鉄塔等送電線路にかかるコスト
- ・ 受電用変電サービス費：変電設備のうち特別高圧需要に応じて使用される設備にかかるコスト
- ・ 配電用変電サービス費：変電設備のうち高圧需要、低圧需要に応じて使用される設備にかかるコスト
- ・ 高圧配電費：配電設備のうち高圧需要に応じて使用される設備にかかるコスト
- ・ ネットワーク給電費：送電ネットワークを安定維持させるための給電指令（監視・制御）にかかるコスト
- ・ 需要家費：託送電力量の検針・料金計算・集金にかかるコストなど

(5) 固定費・可変費の配分

- (4)で抽出した送電・高圧配電関連費を、固定費（販売電力量によって変動しない費用）と可変費（販売電力量によって変動する費用）に配分。

(6) 特別高圧需要及び高圧需要にかかる費用の抽出

- (4)及び(5)で整理された固定費・可変費・需要家費ごとに、お客さまの電気の使用実態に応じた合理的な配分方法により3需要種別に配分し、特別高圧需要及び高圧需要にかかる費用を抽出。
（3需要種別：特別高圧需要、高圧需要、低圧需要）

(7) 託送供給約款の主なメニューの料金率の設定方法

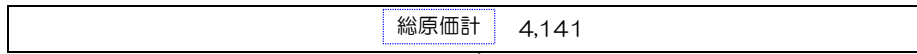
- 接続送電サービス料金
 - 接続送電サービス料金は、一般電気事業託送供給約款料金算定規則に基づいて、特別高圧需要および高圧需要に対応する送電・高圧配電関連費をもとに、基本料金と従量料金の二部料金としております。
 - また、基本的なメニューである標準料金に加え、送電設備の昼夜間の利用形態を反映した時間帯別料金を選択メニューとして設定しております。

 - 負荷変動対応電力料金
 - 負荷変動対応電力料金は、一般電気事業託送供給約款料金算定規則に基づく変動範囲関連費[※]をもとに、次のとおり設定しております。
 - ・標準変動範囲内電力料金および変動範囲超過電力料金は従量料金、また選択変動範囲内電力料金は二部料金としております。
 - ・選択変動範囲内電力料金および変動範囲超過電力料金は、季節別および時間帯ごとの使用実態を反映して、夏季昼間時間、その他季昼間時間、および夜間時間ごとの時間帯別料金としております。
- ※ 水力発電、火力発電、原子力発電の電源部門の原価等からアンシラリーサービス費（送電・高圧配電関連費として整理される）を除いたもの。

< 託送料金の算定フロー図 >

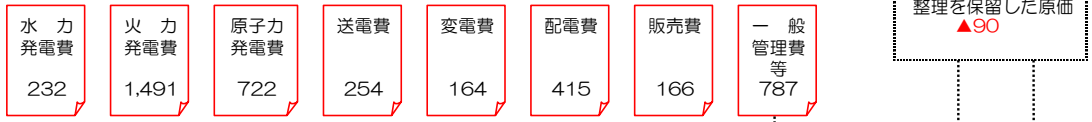
(単位: 億円)

(1) 総原価の算定



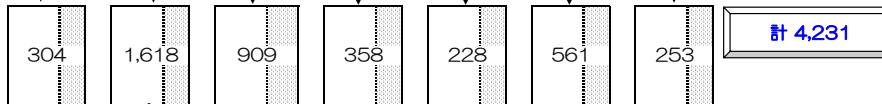
(2) 8部門への整理

- ・なお、電源線に係る費用については、水力、火力、原子力発電費に整理



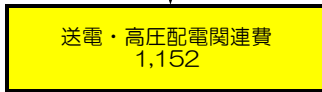
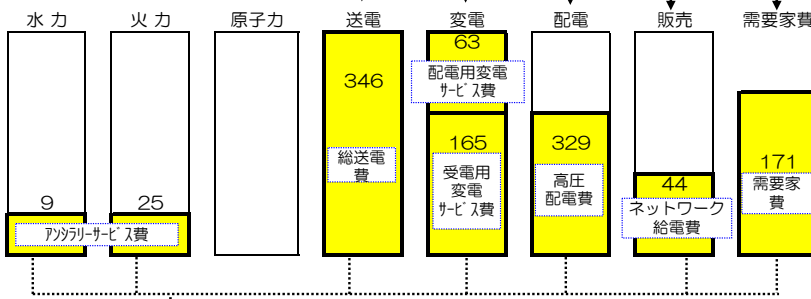
(3) 7部門への整理

- ・一般管理費の配分
- ・なお、電源線に係る費用については、水力、火力、原子力発電費に整理



(4) 送電・高圧配電関連費の抽出

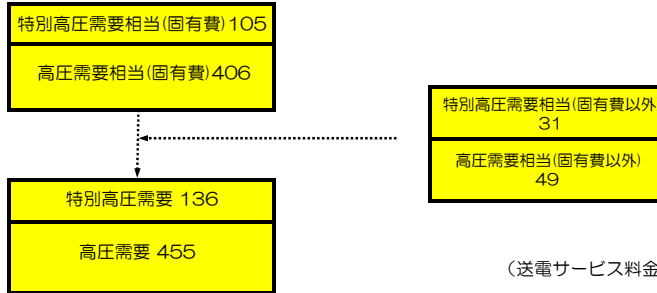
- ・購入販売項目を該当する各部門に整理



(5) 固定費・可変費の配分



(6) 特別高圧需要・高圧需要にかかる費用の抽出



(送電サービス料金の平均)

特別高圧需要	136	÷	7,526百万kWh	=	特別高圧需要	1.80円/kWh
高圧需要	455	÷	11,969百万kWh	=	高圧需要	3.80円/kWh